

「農林土木業務委託共通仕様書」の改正新旧対照表

頁	改正前	改正後
全頁	<p>測量業務共通仕様書、設計業務等共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、工事監理補助業務等共通仕様書 (条項の表示、書式は各編毎異なる)</p> <p><u>(適用)</u>  <b>第1条</b> 測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、静岡県が発注する農林土木工事の測量業務及びこれに類する業務(以下「測量業務等」という。)に係る静岡県業務委託契約約款(以下「約款」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。                  2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>(以降略)</p>	<p>測量業務共通仕様書、設計業務等共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、工事監理補助業務等共通仕様書 (<u>条項の表示、書式の統一</u>)</p> <p><b>第1条 適用</b>  <b>1</b> 測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、静岡県が発注する農林土木工事の測量業務及びこれに類する業務(以下「測量業務等」という。)に係る静岡県業務委託契約約款(以下「約款」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。                  2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>(以降略)</p>
測量 農地編 2	<p><b>第2編 農地測量編 第1章 確定測量</b> (適用)  <b>第1条</b> 静岡県の発注する農地測量業務における確定測量は、<u>測量作業規定(農林水産省農村振興局整備部設計課)第4篇応用測量 第2章確定測量による。</u></p>	<p><b>第2編 農地測量編 第1章 確定測量</b>  <b>第1条 適用</b>                  静岡県の発注する農地測量業務における確定測量は、<u>静岡県経済産業部農地局確定測量作業規程(平成30年6月25日、国国地第23号、国土交通大臣承認)による。</u></p> <p><u>(別紙) 平成30年6月25日、国国地第23号、国土交通大臣承認 静岡県経済産業部農地局確定測量作業規程</u> (略)</p>
測量 森林編 32	<p>測量業務共通仕様書  <b>第3編 森林整備保全編 第4章 環境生物調査</b>  <b>第2節 卵・稚仔調査</b>  <b>第11条 卵・稚仔調査</b>                  1 (略)                  2 (略)                  3 資料の固定</p>	<p>測量業務共通仕様書  <b>第3編 森林整備保全編 第4章 環境生物調査</b>  <b>第2節 卵・稚仔調査</b>  <b>第11条 卵・稚仔調査</b>                  1 (略)                  2 (略)                  3 資料の固定  <u>受注者は、標本瓶に移した資料をホルマリンで固定しなければならない。</u></p>
設計 共通編 18	<p>設計業務等共通仕様書  <b>第1編 共通編 第2章 設計業務一般</b> (新技術等の活用)  <b>第3条</b> 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、若しくは、構想設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、静岡県に登録された新技術・新工法や新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。                  2 受注者は、実施設計(詳細設計)における工法等の選定においては、静岡県に登録された新技術・新工法や新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>設計業務等共通仕様書  <b>第1編 共通編 第2章 設計業務一般</b>  <b>第3条 新技術等の活用</b>                  1 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、<u>評価及び検討</u>する場合には、<u>従来技術に加えて</u>静岡県に登録された新技術・新工法や新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。<u>なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</u>                  2 受注者は、実施設計(詳細設計)における工法等の選定においては、<u>従来技術(NETIS掲載期間終了技術を含む)に加えて</u>、静岡県に登録された新技術・新工法や新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>

頁	改正前				改正後					
設計 農地編 6	設計業務等共通仕様書 第2編 農地設計編 主要技術基準及び参考図書一覧				設計業務等共通仕様書 第2編 農地設計編 主要技術基準及び参考図書一覧					
	番	図 書 名	制定年月	制 定	備 考	番	図 書 名	制定年月	制 定	備 考
		土地改良事業計画設計基準・計画					土地改良事業計画設計基準・計画			
	9	暗きょ排水	H12.11	農村振興局		9	暗きょ排水	H12.11	農村振興局	改定 H29.5
		土地改良事業計画設計基準・設計					土地改良事業計画設計基準・設計			
	5	水路トンネル	H8.10	構造改善局	一部改定 H26.3	5	水路トンネル	H8.10	構造改善局	一部改定 H26.7
	6	ポンプ場	H18.3	農村振興局		6	ポンプ場	H18.3	農村振興局	改定 H30.5
		技術指針等					技術指針等			
	8	農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27.12	農村振興局		8	農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27.11	農村振興局	
		静岡県交通基盤部(農地)所管図書					静岡県経済産業部(農地)所管図書			
	1	道路付帯構造物の標準化	H28.7.1	農地保全課		1	道路付帯構造物の標準化	H28.7.1	農地保全課	
	2	ブロック積擁壁設計標準	H22.3.31	農地保全課		2	ブロック積擁壁設計標準	H22.3.31	農地保全課	
		その他の図書(主なもの)					その他の図書(主なもの)			
		道路橋示方書・同解説 I 共通編・II 鋼橋編	H24.3	日本道路協会			道路橋示方書・同解説 I 共通編	H29.11	日本道路協会	
		道路橋示方書・同解説 I 共通編・III コンクリート橋編	H24.3	日本道路協会			道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編	H29.11	日本道路協会	
		道路橋示方書・同解説 I 共通編・IV 下部構造編	H24.3	日本道路協会			道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋・コンクリート部材編	H29.11	日本道路協会	
		道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	H24.3	日本道路協会			道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	H29.11	日本道路協会	
		道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	H15.11	日本道路協会			道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編	H24.3	日本道路協会	改定 H29.11
		杭基礎施工便覧	H27.4	日本道路協会			道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	H15.11	日本道路協会	
		杭基礎設計便覧	H27.4	日本道路協会			杭基礎施工便覧	H27.4	日本道路協会	
		道路橋支承便覧	H25.8	日本道路協会			杭基礎設計便覧	H27.4	日本道路協会	
							道路橋支承便覧	H25.8	日本道路協会	改定 H30.12
		舗装標準示方書	H27.10	土木学会			舗装標準示方書	H27.10	土木学会	
		トンネル標準示方書 開削工法・同解説	H28.8	土木学会			トンネル標準示方書 開削工法・同解説	H28.8	土木学会	
		コンクリート標準示方書 [設計編]	H25.3	土木学会			コンクリート標準示方書 [設計編]	H30.3	土木学会	
		コンクリート標準示方書 [施工編]	H25.3	土木学会			コンクリート標準示方書 [施工編]	H30.3	土木学会	
		コンクリート標準示方書 [ダムコンクリート編]	H25.10	土木学会			コンクリート標準示方書 [ダムコンクリート編]	H25.10	土木学会	
		コンクリート標準示方書 [維持管理編]	H25.10	土木学会			コンクリート標準示方書 [維持管理編]	H25.10	土木学会	
		コンクリート標準示方書 [規準編]	H25.11	土木学会			コンクリート標準示方書 [規準編]	H30.10	土木学会	
		水門鉄管技術基準(水門扉編)	H28.8	水門鉄管協会			水門鉄管技術基準(水門扉編)	H30.3	水門鉄管協会	(一社)電力土木技術協会発行
	水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編・溶接・接合編)	H28.4	水門鉄管協会			水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編・溶接・接合編)	H29.6	水門鉄管協会	(一社)電力土木技術協会発行	
	改定 解説・河川管理施設等構造令	H12.1	日本河川協会			改定 解説・河川管理施設等構造令	H12.1	日本河川協会		
	国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編	H17.11	日本河川協会			国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編	H16.3	日本河川協会	一部改定 H30.3	
	建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編	H9.10	日本河川協会			国土交通省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編	H9.10	日本河川協会	一部改定 H24.6、H26.4	

頁	改正前				改正後			
	建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編（Ⅰ）	H9.10	日本河川協会		建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編（Ⅰ）	H9.10	日本河川協会	
	建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編（Ⅱ）	H9.10	日本河川協会		建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編（Ⅱ）	H9.10	日本河川協会	
	治山林道必携・調査・測量・設計編	H28.7	日本林道協会		治山林道必携・調査・測量・設計編	H30.8	日本林道協会	
	治山林道必携・積算・施工編	H28.7	日本林道協会		治山林道必携・積算・施工編	H30.8	日本林道協会	
設計 森林編 7	<p>設計業務等共通仕様書 第3編 森林整備保全設計編 第1章 設計業務等一般 第11条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p>				<p>設計業務等共通仕様書 第3編 森林整備保全設計編 第1章 設計業務等一般 第11条 設計業務の成果</p> <p>1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確かつ詳細に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>なお、治山ダム工設計において（簡略版）を適用する場合には、2の内容によりとりまとめるものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 治山ダム工設計の成果品（簡略版） 業務の成果については、次の項目に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(1) 設計説明書 設計条件、構造物の規模、型式等の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を簡潔に記載する。</p> <p>(2) 設計図面 設計に関する一般事項又は設計図書により作成する。</p> <p>(3) 数量計算 数量計算書、材料表等は、根拠を明確にして算出し、工種別等に区分して作成する。</p> <p>(4) 設計計算書 設計条件、使用した理論、計算式、文献等及び計算過程を明記する。</p>			
設計 森林編 8	<p>設計業務等共通仕様書 第3編 森林整備保全設計編 第1章 設計業務等一般 第12条 環境配慮の条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等）及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。</p> <p>また、グリーン購入法第6条の規定による農林水産省における「平成○年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</p>				<p>設計業務等共通仕様書 第3編 森林整備保全設計編 第1章 設計業務等一般 第12条 環境配慮の条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 受注者はグリーン購入法に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等）及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。</p> <p>また、グリーン購入法第10条の規定による県の「環境物品等調達方針及び調達目標」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</p>			

頁	改正前	改正後
設計 森林編 10	<p>第3編 森林整備保全設計編 第2章 治山設計業務</p> <p>第1 溪間工設計</p> <p>第1条 溪間工予備設計</p> <p>第2条 溪間工実施設計</p>	<p>第3編 森林整備保全設計編 第2章 治山設計業務</p> <p>第1 治山ダム工設計</p> <p>第1条 治山ダム工予備設計</p> <p>第2条 治山ダム工実施設計</p>
設計 森林編 73	<p>第3編 森林整備保全設計編 第5章 林道設計</p> <p>第2 一般構造物</p> <p>第8条 落石防護柵実施設計</p> <p>1 業務目的 (略)</p> <p>2 業務内容 (1)～(3)(略)</p> <p>(4) 設計計算及び設計図</p> <p>ア 詳細設計</p> <p>受注者は、決定された設計条件により、落石防護柵について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。</p> <p>ウ 付属施設の設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。</p> <p>エ 設計計算</p> <p>受注者は、落石防護柵について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。</p>	<p>第3編 森林整備保全設計編 第5章 林道設計</p> <p>第2 一般構造物</p> <p>第8条 落石防護柵実施設計</p> <p>1 業務目的 (略)</p> <p>2 業務内容 (1)～(3)(略)</p> <p>(4) 設計計算及び設計図</p> <p>ア 詳細設計</p> <p>受注者は、決定された設計条件により、落石防護柵について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。</p> <p>イ 付属施設の設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。</p> <p>ウ 設計計算</p> <p>受注者は、落石防護柵について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。</p>
設計 森林編 94	<p>第3編 森林整備保全設計編 第6章 林道全体計画調査</p> <p>第5条 全体計画作成</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合解析</p> <p>総合解析は、全体計画の立案前及び全体計画の立案後の予測・評価の段階において、それぞれ次により行うものとする。</p> <p>(1) 路線全体計画調査</p> <p>(2) 全体計画の立案前</p> <p>第6章第2条第2項から第4条第13項の調査を基に作成した山地保全図及び第6章第4条第8項の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた路線選定に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、計画路線選定に当たっての留意点及び路線計画上講ずべき対策について取りまとめるものとする。</p> <p>以下 (ア)～(ウ)、イ 略</p> <p>(2) 地区全体計画調査</p> <p>(3) 全体計画の立案前</p> <p>第6章第2条第2項から第4条第13項において作成した山地保全図及び、第4条第8項の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた施設整備計画に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、施設整備計画に当たっての留意点及び施設整備計画上講ずべき対策等について取りまとめるものとする。</p>	<p>第3編 森林整備保全設計編 第6章 林道全体計画調査</p> <p>第5条 全体計画作成</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合解析</p> <p>総合解析は、全体計画の立案前及び全体計画の立案後の予測・評価の段階において、それぞれ次により行うものとする。</p> <p>(1) 路線全体計画調査</p> <p>ア 全体計画の立案前</p> <p>第6章第2条第2項から第4条第13項の調査を基に作成した山地保全図及び第6章第4条第8項の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた路線選定に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、計画路線選定に当たっての留意点及び路線計画上講ずべき対策について取りまとめるものとする。</p> <p>以下 (ア)～(ウ)、イ 略</p> <p>(2) 地区全体計画調査</p> <p>ア 全体計画の立案前</p> <p>第6章第2条第2項から第4条第13項において作成した山地保全図及び、第4条第8項の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた施設整備計画に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、施設整備計画に当たっての留意点及び施設整備計画上講ずべき対策等について取りまとめるものとする。</p>

頁	改正前	改正後
設計 森林編 108	第3編 森林整備保全設計編 (新設)	<p><b>第3編 森林整備保全設計編 第7章 林道橋定期点検業務</b></p> <p><b>第1条 業務目的</b>  <u>定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため、林道橋梁の効率的な維持管理等に必要な措置を特定するための情報を得ることを目的とする。</u></p> <p><b>第2条 計画準備</b>  <u>計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、全体図及び一般図、部材番号図の作成、関係機関との協議資料作成等を行う。</u></p> <p><b>1 業務計画書の作成</b>  <u>受託者は業務計画書を作成し、監督員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。</u></p> <p>(1) <u>調査等業務概要</u>  (2) <u>実施方針</u>  (3) <u>調査等業務工程</u>  (4) <u>調査等業務組織計画</u>  (5) <u>打合せ計画</u>  (6) <u>成果品の内容、部数</u>  (7) <u>使用する主な基準及び図書</u>  (8) <u>使用機械の種類、名称及び性能</u>  (9) <u>連絡体制（緊急時を含む）</u>  (10) <u>その他監督員が必要と認めたもの</u></p> <p><b>2 現地踏査</b>  <u>現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。</u></p> <p><b>3 実施計画書の作成</b>  <u>受託者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>業務内容</u>  (2) <u>対象林道橋位置図</u>  (3) <u>現地踏査の調査記録</u>  (4) <u>業務実施方針〔定期点検方法〕</u>  (5) <u>実施体制</u>  (6) <u>実施工程表</u>  (7) <u>仮設備計画</u>  (8) <u>使用建設機械</u>  (9) <u>安全管理計画（交通規制を含む）</u>  (10) <u>環境対策</u>  (11) <u>連絡体制（緊急時含む）</u>  (12) <u>その他監督職員が必要と認めたもの</u></p> <p><b>4 全体図及び一般図の作成</b>  <u>対象林道橋の全体図及び一般図（平面図、断面図）などを径間毎に作成する。</u></p> <p><b>5 部材番号図の作成</b>  <u>部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、径間毎に作成する。</u></p> <p><b>6 関係機関協議書の作成</b>  <u>定期点検を実施するため、関係機関（河川管理者等）との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。</u></p> <p><b>第3条 現地点検</b>  <u>現地点検は、近接目視により以下の内容にて行うものとする。</u>  <u>また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。</u>  <u>なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実</u></p>

頁	改正前	改正後
		<p><u>施しなければならない。</u></p> <p><u>1 現況写真の撮影</u>  <u>現況写真は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に撮影し記録する。</u>  <u>なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 損傷調査</u>  <u>損傷調査は、対象橋梁の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を把握する。</u></p> <p><u>3 野帳記入</u>  <u>野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を記録する。</u></p> <p><u>4 損傷写真の撮影</u>  <u>損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材毎に撮影し記録する。</u>  <u>また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。</u></p> <p><b>第4条 定期点検調査帳票の作成</b>  <u>定期点検調査帳票は、「林道施設長寿命化対策マニュアル（林野庁整備課）」（以下、「対策マニュアル」という。）付録－4 点検結果記入要領に基づき以下のとおり作成する。</u></p> <p><u>1 現況写真の整理</u>  <u>現況写真の整理は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に整理する。</u></p> <p><u>2 損傷写真の整理</u>  <u>損傷写真整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。</u></p> <p><u>3 損傷図の作成</u>  <u>損傷図は、対象林道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理し、上部工、下部工、路面毎に作成する。</u></p> <p><u>4 損傷程度の評価</u>  <u>損傷程度の評価は、管理区分毎の評価基準に基づいて、部位毎、損傷の種類毎に評価する。</u>  <u>(1) 予防保全型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル（付録－1.1「損傷評価基準」（予防保全型点検））に基づいて、部材毎、損傷種類毎に評価する。</u>  <u>(2) 一般管理型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル（付録－1.2「損傷評価基準」（一般管理型点検））に基づいて、部材毎、損傷種類毎に評価する。</u></p> <p><u>5 対策区分の判定</u>  <u>対策区分の判定は、林道橋の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、対策マニュアル（付録－2 対策区分判定要領（予防保全型点検））に基づき判定を行う。</u></p> <p><u>6 健全性の評価</u>  <u>健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節の「表 2-10 健全性の判定区分」及び、橋単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節の「10-1 部材単位の健全性の診断」を参照し、行うものとする。</u></p> <p><u>7 定期点検調査帳票の記入</u>  <u>定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷程度を記入することとし、全ての部材番号について径間毎に対策区分の評価結果、健全度の評価結果などを記入する。</u></p> <p><b>第5条 報告書の作成</b>  <u>定期点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等の取りまとめを行う。</u></p>

頁	改正前	改正後																																
地質 森林編 16	<p>第3編 森林整備保全地質・土質調査編 第3章 土質調査(海岸)</p> <p>第9条 乱れの少ない試料採取</p> <p>1 軟らかい粘性土の試料採取</p> <p>(11) 受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。</p> <p>ア 件名 イ ボーリング孔番号 ウ 同一孔内の試料採取の順位 エ 試料採取深さ オ 試料採取年月日 カ 試料回収比 (試料長/押込長)</p> <p>表3-4 試料番号記入例</p> <table border="1" data-bbox="362 667 1130 842"> <tr> <td>件名</td> <td>K12-5</td> <td>12.75m~13.55m</td> <td>1=80/80</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>(ロ) (ハ)</td> <td>(ニ)</td> <td>(ホ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">H5-1-27</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(ホ)</td> <td></td> </tr> </table> <p>刃先</p>	件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80	(イ)	(ロ) (ハ)	(ニ)	(ホ)		H5-1-27					(ホ)		<p>第3編 森林整備保全地質・土質調査編 第3章 土質調査(海岸)</p> <p>第9条 乱れの少ない試料採取</p> <p>1 軟らかい粘性土の試料採取</p> <p>(11) 受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。</p> <p>ア 件名 イ ボーリング孔番号 ウ 同一孔内の試料採取の順位 エ 試料採取深さ オ 試料採取年月日 カ 試料回収比 (試料長/押込長)</p> <p>表3-4 試料番号記入例</p> <table border="1" data-bbox="1682 667 2451 842"> <tr> <td>件名</td> <td>K12-5</td> <td>12.75m~13.55m</td> <td>1=80/80</td> </tr> <tr> <td>(ア)</td> <td>(イ) (ロ)</td> <td>(エ)</td> <td>(カ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">H31-1-27</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(オ)</td> <td></td> </tr> </table> <p>刃先</p>	件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80	(ア)	(イ) (ロ)	(エ)	(カ)		H31-1-27					(オ)	
件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80																															
(イ)	(ロ) (ハ)	(ニ)	(ホ)																															
	H5-1-27																																	
		(ホ)																																
件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80																															
(ア)	(イ) (ロ)	(エ)	(カ)																															
	H31-1-27																																	
		(オ)																																
工事 監理 2	<p>工事監理補助業務等共通仕様書</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この工事監理補助業務等共通仕様書(以下「本共通仕様書」という。)は、<u>静岡県交通基盤部</u>が発注する工事監理補助業務(農地関係)及び<u>経済産業部</u>が発注する現場技術業務(治山・林道関係)(以下「業務」という。)に適用する。</p>	<p>工事監理補助業務等共通仕様書</p> <p>第1条 適用範囲</p> <p>この工事監理補助業務等共通仕様書(以下「本共通仕様書」という。)は、<u>静岡県経済産業部</u>が発注する工事監理補助業務(農地関係)及び現場技術業務(治山・林道関係)(以下「業務」という。)に適用する。</p>																																

頁	改正前	改正後
様式等	<p>様式等</p> <p>様式：身分証明書交付願い  様式：成果物の使用及び複製申出書  様式：成果物の使用及び複製承諾書  様式：第三者照査等結果報告書  様式：休日・夜間作業届  (新設)  (新設)</p>	<p>様式等</p> <p><u>静岡県業務委託契約約款、静岡県委託業務監督要領及び静岡県委託業務検査要領に定めのない様式</u></p> <p>様式：身分証明書交付願い  様式：成果物の使用及び複製申出書  様式：成果物の使用及び複製承諾書  様式：第三者照査等結果報告書  様式：休日・夜間作業届  任意様式：再委託承認願  任意様式：再委託承認書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1596 562 2181 1396"> <p style="font-size: small;">任意様式：再委託承認願 (測量業務共通仕様書第29条・地質・土質調査業務共通仕様書第29条・設計業務等共通仕様書第28条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">再委託承認願</p> <p>発注者 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">受注者 商号又は名称 代表者職氏名 印</p> <p>平成 年 月 日付けで契約した平成 年度 業務委託について、契約書第7条3項に基づき、委託業務の一部を下記のとおり再委託したいので、承認願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 再委託の内容 ○○○業務</p> <p>2 再委託が必要な理由 ○○○○○のため(具体的に記載)</p> <p>3 再委託先 住所 商号 代表者職氏名</p> <p>4 再委託の条件 ※再委託に当たって必要な条件がある場合記載する ※個人情報保護、情報セキュリティの確保等、再委託先にも義務を求める事項がある場合記載させる</p> </div> </div> <div data-bbox="2211 562 2804 1396"> <p style="font-size: small;">任意様式：再委託承認書 (測量業務共通仕様書第29条・地質・土質調査業務共通仕様書第29条・設計業務等共通仕様書第28条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">再委託承認書</p> <p>住所 受注者 商号又は名称 代表者職氏名 様</p> <p style="text-align: right;">事務所長</p> <p>平成 年 月 日付けで承認願があった平成 年度 業務委託の委託業務の一部の再委託については、下記のとおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 再委託の内容 ○○○業務</p> <p>2 再委託先 住所 商号 代表者職氏名</p> <p>3 再委託の条件 ※再委託承認願の条件及び契約書の内容を遵守すること。</p> </div> </div> </div>